

沼田川流域下水道沼田川浄化センター

水処理施設 2 池最終沈殿池
越流トラフ銅板等修繕業務

仕様書

令和 8 年 5 月

公益財団法人 広島県下水道公社三原支所

1 業務名称

沼田川流域下水道沼田川浄化センター
水処理施設 2 池最終沈殿池越流トラフ銅板等修繕業務

2 業務場所

三原市円一町一丁目 2 番 1 号

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 11 月 13 日まで。(但し, 検査期間 14 日間を含む)

4 現場施工期間

令和 8 年 9 月 18 日(金)までに現場施工を終えること。
(2 池最終沈殿池を通水使用可能状態とすること。)

5 業務概要

水処理施設 2 池最終沈殿池越流トラフの銅板張替え等を行う。
※今回修繕対象は壁側の 2 トラフ。(中央トラフは施工対象外)

6 業務内容

- (1) 越流堰板(既設品) 銅板貼付型 t=2(防藻型)
 - ① 既設品撤去
 - ② ①の撤去品はケレン等を行い、銅の磨き出しの実施(酸化被膜等除去)
 - ③ ②を実施後に再取り付け使用する。(図番 4/5 の標準材料含む。)
- (2) トラフ補修(トラフ部のみの補修) 銅板 t=0.4×L=2,000 以上
 - ① 既設貼付銅板全撤去
 - ② 躯体(銅板貼付部)状況確認
※必要に応じ躯体部補修実施
 - ③ 新品銅板貼付
※水流方向の継間隔は 2,000mm 以上とする。(末端部除く)

7 一般事項

(別紙-1) による

7 その他

- (1) 本業務の施工は下水道事業団仕様ほか関連法規、仕様等による。
- (2) 本業務の施工にあたっては、現地調査を十分に行い、施設を熟知しておくこと。
- (3) 沼田川浄化センターの通常業務への支障が最小限度となるように作業工程計画表を作成すること。
- (4) 足場の点検は十分行うとともに、必要な転落防止措置を講ずること。
- (5) 作業実施にあたっては、現場には必ず作業責任者を配置すること。
- (6) 作業は監督員の指示に従って実施すること。

一 般 事 項

1 適 用

この仕様書は、（公財）広島県下水道公社が発注する修繕業務の実施に適用する。

2 提出書類

（公財）広島県下水道公社HPに記載されている「業務様式集」－「修繕業務提出書類一覧」により作成すること。

<http://www.kengesui-hiroshima.or.jp/download-paper/index.html>

3 承諾書の提出

本業務に使用する機器・資材等の製作及び手配並びに施工については、発注者が必要と認めた場合、承諾図書等により承諾を受けた後に着手するものとする。

4 完成図書の提出

(1) 本業務の完成図書の提出部数は、発注者との協議により変更できるものとする。

(2) 完成図書には、完成図、取扱説明書、試験成績表、業務報告書及びその他必要書類をすべて網羅するとともに、目次及び業務概要並びに業務施工場所を記した配置図を添付する。

(3) 完成図書はA4版ファイルを使用し、背表紙に施工年度、業務名、受注者名を記載する。

5 現場作業の注意事項

(1) 本業務の現場着手前には、監督員と十分な打ち合わせを行い、施設の運転に支障のないように施工するものとする。

また、必要に応じて施工計画書、詳細工程表及び作業手順書を提出し監督員の承諾を得ることとする。

(2) 本業務の作業日及び作業時間は、原則として施設の通常勤務日、勤務時間内とする。
(施設の通常勤務日、勤務時間内以外は、原則として業務を実施しない日及び時間とする。)

(3) 本業務において使用する業務用水及び業務用電力は、施設の運転に支障のない限り施設のものを使用することができる。なお、使用にあたっては、極力節減に努めることとする。

6 設計図書に明示していない事項であっても、業務の目的に照らして当然必要と認められる事項については、受注者の責任において実施するものとする。

7 安全管理

(1) 受注者は、業務の実施にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守して作業員の安全を図らねばならない。

(2) 業務の施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」（令和元年9月2日 国土交通省告示第四百九十六号）を遵守して公衆災害防止に努めなければならない。

8 本業務に関わる法令及び日本工業規格等の規格は、これを遵守しなければならない。

9 業務妨害等を行う圧力団体等の不当介入に対して、適切な処置を講じ、警察から「被害受理証明書」が交付され、かつ工程調整を行ったにもかかわらず、業務期間に遅れが生じるおそれがある場合は、業務期間延期を求める書類に、当該証明書を添付し提出しなければならない。

10 廃材処分等

本業務により発生する建設廃材等の産業廃棄物及び屑・がら等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に適合するように処理し、業務完了時には中間処理までの、マニフェストA・B2票（排出事業者送付用）の写しを提出しなければならない。

また、最終処分終了後にD・E票の写しを提出しなければならない。